

議案第十二号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十二年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年参月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年三朝町条例  
第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中町営三朝陸上競技場の項の次に次のように加える。

竹田地区 町民体育館	三朝町大字穴鴨百九十一番地の二
町営ゲル グラウンド 場	三朝町大字本泉七百三十六番地

別表一の町営三朝陸上競技場の項の次に次のように加える。

竹田地区町民体育館	昼間		間
	半	一	
	日	日	
	三、	二、	四、
	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。